

計画の位置づけ

本計画は、「健康増進法」第8条第2項に基づく市町村健康増進計画で、国の「健康日本21（第2次）」や県の「健康わかやま推進提言書」、「第3次和歌山県健康増進計画」などに対応した計画となっています。

また、「第2次紀の川市長期総合計画」を上位計画として、紀の川市の健康増進に関する施策・事業を進めるための計画として位置づけられ、関連計画などとの整合性を図っています。

